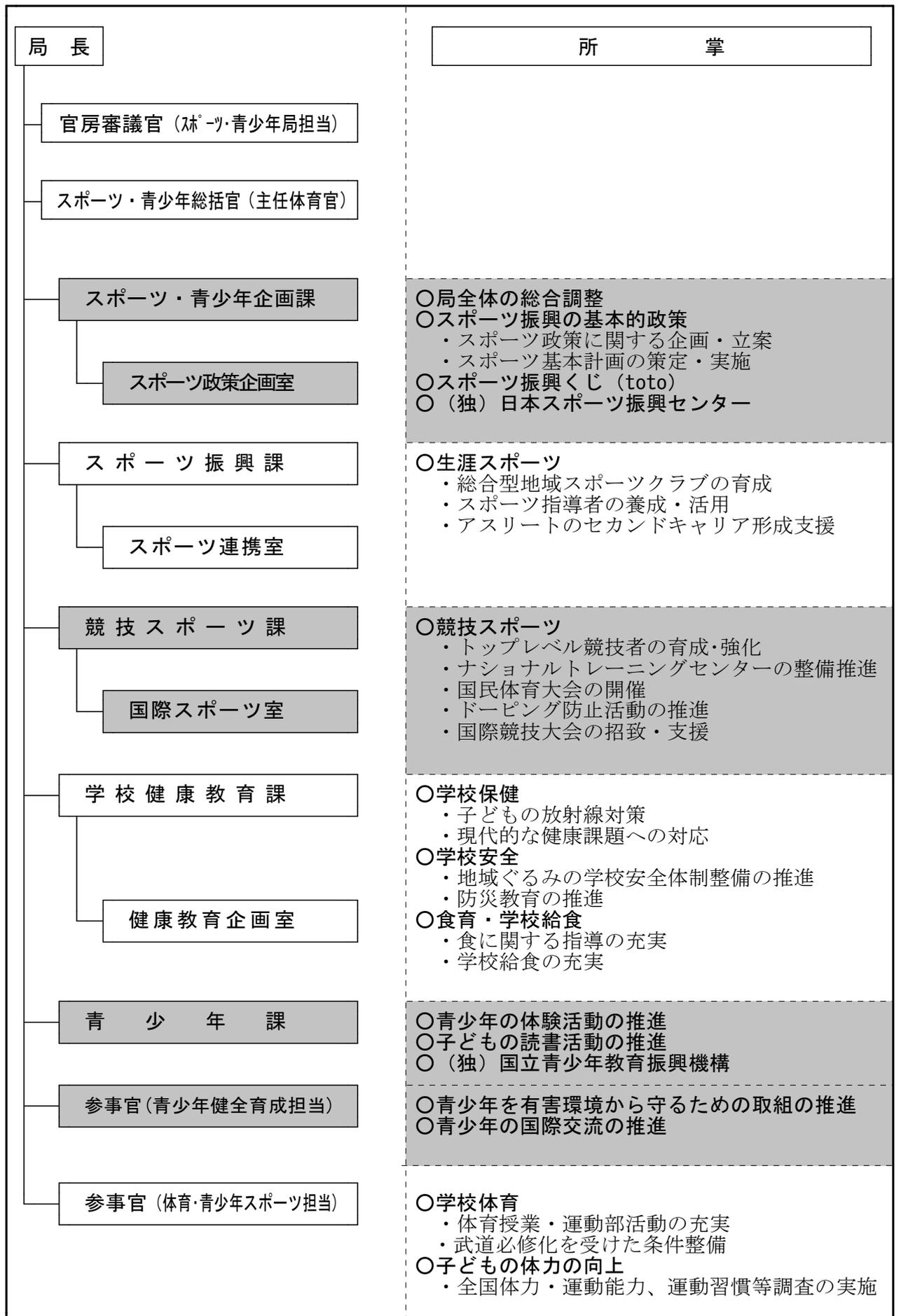


スポーツ・青少年行政の現状

1. スポーツ・青少年局組織機構図	1
2. スポーツ政策の方向性	2
3. スポーツ関係予算等	3
4. 子どもの体力向上	4
5. 生涯スポーツ社会の実現	5
6. 世界で活躍する競技者の育成・強化	6
7. 子どもの健やかな体の育成	8
8. 青少年の健全育成	10
9. 東日本大震災に係るスポーツ・青少年局の取組	11

1. スポーツ・青少年局組織機構図



2. スポーツ政策の方向性

スポーツ基本法の制定

平成19年から超党派のスポーツ議員連盟で検討が開始。平成23年5月に衆議院8会派の共同提案により法案が国会に提出され、全会一致で可決、成立。同年6月24日に公布、8月24日に施行。

【改正の主なポイント】

- 新たに前文を規定し、スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定
- 「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」とし、健康の保持増進や安全の確保等の規定を整備
- プロスポーツや障害者スポーツを推進の対象とすることを明確化するとともに、国際競技大会の招致・開催、優秀な選手の育成など、時代の変化等に対応した施策の規定を整備
- 附則において、スポーツ庁の設置等行政組織の在り方は、行政改革の方針に配慮して検討を加え、必要な措置を講じる旨を規定

スポーツ基本計画の策定

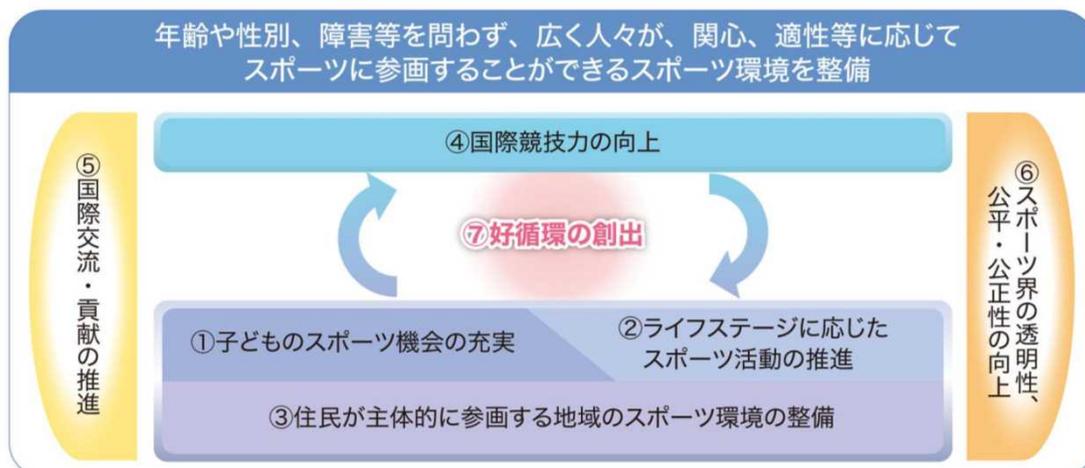
(参考1 参照)

スポーツ基本法に基づき、平成23年9月に文部科学大臣から中央教育審議会へ諮問。平成24年3月21日開催の総会において答申。これを受け、同26日に、関係行政機関の施策に係る連絡調整を図るため、「スポーツ推進会議」を開催し、同30日に文部科学大臣がスポーツ基本計画を策定（告示）。

【スポーツ基本計画の主なポイント】

- スポーツ基本法に基づき、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画を定めるもの。
- 「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利」とであるというスポーツ基本法の理念を踏まえ、特に、障害者スポーツの推進や、スポーツ界におけるガバナンスの向上等、今日の新たな課題に対応する諸方策を示している。

【スポーツ基本計画に掲げる政策課題】



3. スポーツ関係予算等

I. スポーツ関係予算

国の関係予算は諸外国よりも低く、地方の関係歳出は15年前に比べると大きく減少

○各国のスポーツ関係予算(学校体育を除く)

	日本	フランス	イギリス	韓国	オーストラリア	米国
予算額(億円) (年度)	185 (2012)	996 (2011)	750 (2010)	149 (2009)	51 (2009)	0 ※米国オリンピック委員会(USOC:予算額約115億円)と地方自治体が担当
対GDP比 (対日本比)	0.004% (1.00)	0.043% (11.17)	0.040% (10.27)	0.020% (5.20)	0.005% (1.29)	

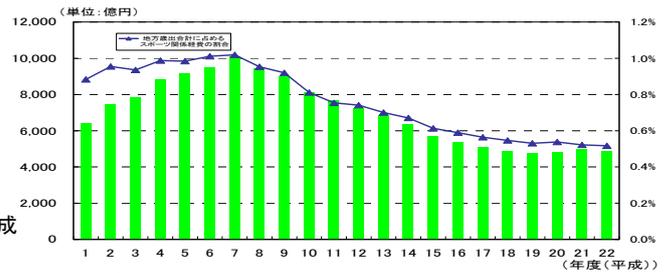
※独立行政法人運営費交付金や他団体における類似制度に係る予算を含む

○地方におけるスポーツ関係歳出

(平成7年度) スポーツ経費 1兆84億円
歳出に占める割合 1.02%

(平成22年度) スポーツ経費 4,898億円
歳出に占める割合 0.52%

総務省(自治省)「地方財政状況調査」から作成



II. 平成25年度予算案の概要 (参考2参照) 予定額 243億円 (前年度 235億円)

『新たなスポーツ文化創造プロジェクトによる日本再生』

- ◇国立霞ヶ丘競技場の改築準備に係る経費 **5.3億円**
基本設計に使用可能な経費及び埋蔵文化財発掘調査費を(独)日本スポーツ振興センターの運営費交付金の内数として計上することにより、国立霞ヶ丘競技場の改築準備を推進する。
- ◇チーム日本競技力向上推進プロジェクト
トップレベル競技者が世界の強豪国に競り勝ち、確実にメダルを獲得することができるよう、メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、多方面からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施するとともに、女性アスリートの国際競技力を向上するためのプログラム等を実施する。
・マルチサポートによるトップアスリートの支援
・女性アスリートの育成・支援
- ◇スポーツ for all プロジェクト
全ての国民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、地域が有するスポーツ資源の活用による子どもの体力向上やスポーツを通じた地域コミュニティの活性化に資する施策を実施する。
・地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事業
・スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業

『スポーツ基本計画の推進』

190億円

＜主要事項＞

- ◇健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業
健全者と障害者が一体となったスポーツ・レクリエーション活動を実施するために必要な各種マニュアル、新しい種目、用具等の開発や実践研究等を行うとともに、地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境について実態を把握する。
- ◇全国体力・運動能力、運動習慣等調査
全国的な子どもの体力の状況の悉皆調査(対象学年:小5、中2)・把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と検証などを行い、子どもの体力向上の取組を推進する。
- ◇武道等指導推進事業
武道等の指導の充実を図るため、地域指導者の活用に当たって、地域の指導者の技術及び安全に関する専門的な指導力の活用方策や、派遣する競技団体等の支援体制の強化に関する実践研究を行う。また、教員を対象とした安全指導の充実を図るための取組を推進する。
- ◇社会体育施設の耐震化
施設利用者の安全確保及び災害避難場所としての指定・活用の観点から、地域スポーツ施設の耐震化を推進する。

※給与臨時特例法等の影響額(約△2億円)を除くと、対前年度10億円増

III. スポーツ振興の補完的財源

○スポーツ振興基金 (独)日本スポーツ振興センターが実施

- ・ 政府出資(平成2年度補正予算)と民間出えん(寄附金)を原資とする基金の運用益等により、トップアスリートの強化事業等に助成
- ・ 基金額: 295億円(うち民間出えんは45億円)

○スポーツ振興くじ(toto) (参考3参照)

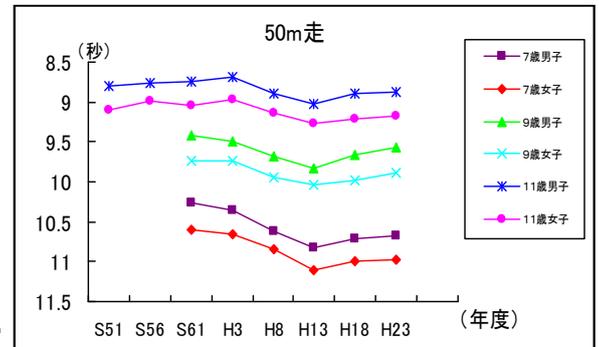
- ・ 議員立法の「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」に基づき実施
- ・ Jリーグの試合の結果(勝敗・得点)のくじの収益により、地方公共団体・スポーツ団体が行う地域スポーツの振興、環境整備等の事業に助成(平成24年度配分額185億円)

4. 子どもの体力向上

今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目指す

I. 子どもの体力・運動能力の変化・運動習慣

子どもの体力・運動能力の年次推移



出典：文部科学省「平成23年度 体力・運動能力調査」

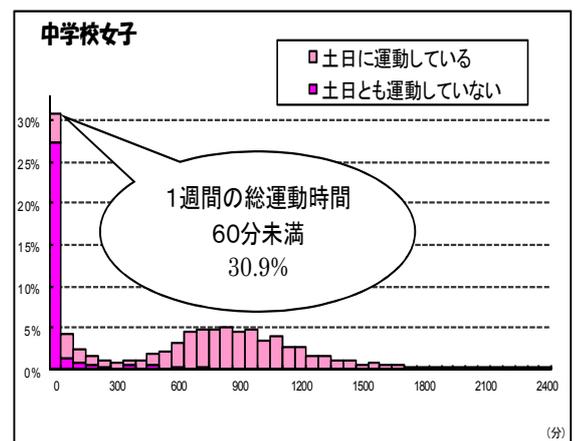
○昭和60年頃と比較すると、依然ほとんどの項目で下回っているものの、体力低下には歯止めがかかりつつある。

○一方、特に中学生では、運動する者としいない者が二極化。女子の3割は1週間の総運動時間が60分未満

II. 子どもの体力向上に向けた取組の推進

- 講話や実技指導を通じてスポーツに親しませることを目的とした小学校等への著名スポーツ選手の派遣
- 発達段階に応じた体力プログラム及び幼児期の運動指針の普及啓発を実施
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(25年度より悉皆調査を予定)を活用した教育委員会や学校の分析・改善の実践、親子で体験する運動プログラムの実施を支援

1週間の総運動時間の分布



出典：文部科学省「平成24年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

III. 学校体育・運動部活動の充実

① 学習指導要領の改訂

小学校 : 平成23年度全面实施
中学校 : 平成24年度全面实施
高等学校 : 平成25年度から年次進行で実施

○子どもの体力の低下傾向などを踏まえた平成20年の学習指導要領改訂により、体育の授業時間数が増加(年間90時間→105時間)され、中学校1・2年生での武道・ダンスが必修化された。

○体育の授業等において体育活動が安全に行われることは最重要課題であり、特に、中学校の武道必修化に際しては、①各学校の指導体制の再点検、②「柔道の授業の安全な実施」(手引)の作成等の取組を行ってきたところ。中学校の武道必修化後、体育の授業における柔道の重大事故は発生していない。

② 運動部活動等の充実

○中学校学習指導要領(平成20年3月改訂)、高等学校学習指導要領(平成21年3月改訂)の総則に部活動の意義と留意点等が明記され、学校教育の一環としての部活動が明確に位置付けられた。

また、運動部活動における体罰が問題になっていることを受けて、平成25年3月に運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議を設置し、運動部活動のガイドライン策定に向けた検討を開始している。(参考4参照)

5. 生涯スポーツ社会の実現

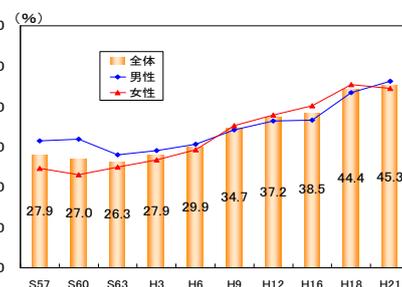
国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現

I. 目標と現状

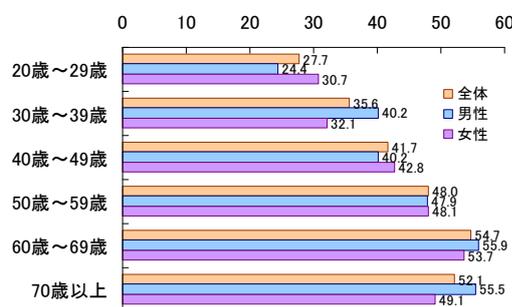
○出来る限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度、成人の週3回以上のスポーツ実施率が30%程度となることを目標としている。また、1年間に一度もスポーツをしない成人の数がゼロに近づくことも目標としている。

○現状では、国民のスポーツ実施率(週1回)は上昇傾向にある(平成16年38.5% → 平成21年45.3%)

成人の週1回以上スポーツ実施率の推移



成人の週1回以上スポーツ実施率の比較 (%)



内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」(平成21年9月)より文部科学省作成

II. 総合型地域スポーツクラブ

○総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者までの誰もがいつでも気軽に親しめる、多世代・多種目・多志向の地域に密着したスポーツクラブであり、その活動は世代間・住民間交流の活性化など、様々な効果が期待される。

○各市区町村に少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブが育成されることを目指すとともに、運営面や指導面で周辺の地域スポーツクラブを支えることができる「拠点クラブ」を広域市町村圏(全国300箇所程度)を目安として育成することを目標としている。

※平成24年7月時点で、クラブ数：3,396(創設準備中を含む)、総合型クラブ設置市区町村数は1,362市区町村(全市区町村の78.2%)。

III. スポーツ指導者の養成・活用

○(公財)日本体育協会への補助を通じて、基礎的なスポーツ指導についての知識や技術を有するスポーツ指導者、競技者育成のための指導に当たるスポーツ指導者などの養成を支援している。

IV. 地域のスポーツ施設の整備

○社会体育施設については、学校施設環境改善交付金において整備費を補助している。

※体育館、屋外運動場、プール、武道館の新・改築事業及び社会体育施設の耐震化事業について補助(補助率原則1/3)

V. スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出

○トップアスリートが有する優れた技術やスポーツを通じて培った人間的な魅力等を積極的に地域に還元することにより、青少年を含む人々のスポーツへの参加意欲を高め、地域から新たな才能が発掘される「人材の好循環」の創出を図っている。

6. 世界で活躍する競技者の育成・強化

オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における我が国のトップレベル競技者の活躍は、国民に夢や感動を与え、明るく活力ある社会の形成に寄与。世界で活躍できる競技者の育成・強化を積極的に推進

I. 目標と現状

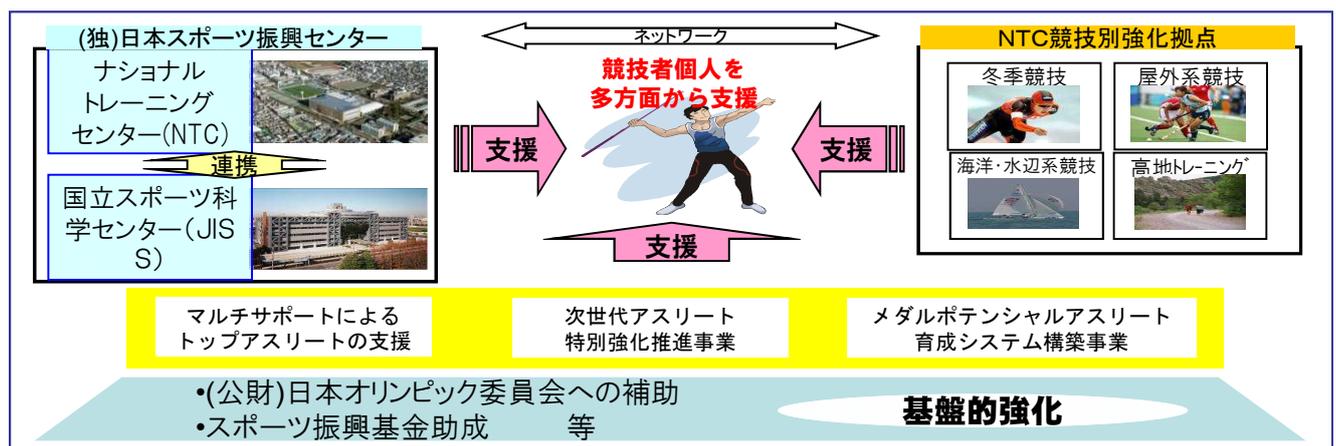
○「スポーツ基本計画」(H24.3.30策定)において、政策目標として、今後、オリンピック競技大会における過去最多を超えるメダル数の獲得、過去最多を超える入賞者数の実現を図ることにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについて、夏季大会で5位以上、冬季大会で10位以上を設定。

(参考) 開催年	開催都市(国)	メダル獲得数				入賞数 (1~8位)	金メダル獲得 ランキング
		金	銀	銅	計		
2012	ロンドン(イギリス)	7	14	17	38	80	11
2008	北京(中国)	9	6	10	25	77	8
2004	アテネ(ギリシャ)	16	9	12	37	77	5
2000	シドニー(オーストラリア)	5	8	5	18	60	15

※ロンドンオリンピックにおいては、38個のメダル獲得、80種目での入賞を果たし、過去最高の成績を記録。

II. 国際競技力の向上に向けた具体的施策

○上記目標の実現を図るため、トップレベル競技者が能力を最大限に発揮できるよう、トレーニング環境の改善及び個々の競技者に応じたきめ細やかな支援を充実させている。



ナショナルトレーニングセンター(NTC) (平成19年度～)

- 味の素ナショナルトレーニングセンター
トップレベル競技者が集中的・継続的に強化活動を行う拠点。隣接するJISSと一体的に(独)日本スポーツ振興センターが運営。
- 競技別NTC(全国で21競技等23施設を指定)
冬季競技・屋外系競技などの既存施設の機能強化。

国立スポーツ科学センター(JISS) (平成13年度～)

スポーツ医・科学研究や選手サポート、診療、スポーツ情報の提供などを実施。(独)日本スポーツ振興センターが運営。

Ⅲ. ドーピング防止活動の推進

○日本は、世界ドーピング防止機構(WADA)の常任理事国(常任理事:文部科学副大臣)として、国内のドーピング防止活動(教育・研修活動など)及び、国際的なドーピング防止活動を積極的に推進している。

Ⅳ. 国際競技大会の招致・開催

○ラグビーワールドカップ2019年大会

平成21年7月28日、国際ラグビーボード(IRB)臨時理事会において、2019年(平成31年)ラグビーワールドカップ大会の日本における開催が決定。今後、大会コンセプトの決定や競技会場の確定などの取組が必要。

○2020年オリンピック・パラリンピック招致

- 平成23年8月 東京都が開催都市として正式に立候補
- 9月 東京都やJOCから成る招致委員会を立ち上げた。政府としても、
- 10月 文部科学大臣を本部長とした招致対策本部を省内に設置
- 11月 関係副大臣・政務官会議を立ち上げ
- 12月 招致についての閣議了解
国会においても、同月に超党派の招致議連が立ち上がり、衆・参両議院において、招致に関する決議が行われた。
- 平成24年2月 申請ファイルを招致委員会及び東京都からIOCに提出
- 5月 IOC理事会で東京都、イスタンブール、マドリッドが立候補都市として承認
- 平成25年1月 立候補ファイルを招致委員会及び東京都からIOCに提出
- 3月 IOC評価委員会による現地視察

【オリンピック・パラリンピック招致の今後のスケジュール】

平成25年9月7日 :IOC総会(アルゼンチン・ブエノスアイレス)で開催都市決定

※上記大会の招致・開催を見据え、老朽化した国立霞ヶ丘競技場の改築に向けた取組を進めている。

Ⅴ. 国民体育大会の開催

国民体育大会は、(公財)日本体育協会・文部科学省・開催地都道府県が共催し(スポーツ基本法第26条)、都道府県対抗・各都道府県持ち回り方式で毎年開催。「国民スポーツの祭典」として、競技力の向上や国民へのスポーツの普及、地方スポーツの振興に大きく寄与。

【第68回国民体育大会冬季大会】

「スケート・アイスホッケー競技会」

期日：平成25年1月26日(土)～2月1日(金) 場所：東京都(スピードスケートは福島県)

「スキー競技会」

期日：平成25年2月16日(土)～2月19日(火) 場所：秋田県

【第68回国民体育大会本大会】

期日：平成25年9月28日(土)～10月8日(火) 場所：東京都



ゆりーと

スポーツ祭東京2013
マスコットキャラクター

7. 子どもの健やかな体の育成

- アレルギー疾患やメンタルヘルスなど子どもの現代的な健康課題の解決を図るため、学校・家庭・地域社会とが連携した学校保健の推進が必要。
- 子どもの偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満、痩身傾向が見られることから、正しい食事のとり方や望ましい食習慣等を身に付けさせ、食を通じた地域の食文化や産業の理解増進を図るため、学校における食育の推進が必要。
- 相次ぐ登下校中の交通事故や東日本大震災等の自然災害等に対応して、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備や、子ども自身に危険予測・回避能力を身に付けさせる実践的な安全教育など、学校安全の推進が必要。

I. 学校保健の推進

①アレルギー疾患への対応

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(平成20年3月)」を作成・配布するとともに、学校関係者を対象とした普及啓発講習会を開催。
- 平成24年12月に東京都調布市の小学校で発生した事故を受け、学校給食における食物アレルギー対応の充実を図る予定。



②薬物乱用問題への対応

- すべての中学校・高等学校における「薬物乱用防止教室」の開催を推進するとともに、小・中・高生を対象とした啓発教材及び大学生等を対象とした啓発パンフレットを作成・配布。



③健康診断の在り方の見直し

- 平成23年度に「今後の健康診断の在り方に関する調査」を実施。平成24年度は、有識者からなる検討会を開催し、健康診断の目的や役割、実施体制など制度全般について概括的に検討。

II. 学校における食育の推進

- 第2次食育推進基本計画(平成23~27年度)等を踏まえ、栄養教諭制度を活用した食に関する指導体制の整備や、指導内容の充実など、学校における食育の推進のための取組を実施。
- 学校給食は、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進及び体位の向上に大きく寄与するもの。
- 児童生徒の望ましい食習慣形成や食に関する理解促進のため、学校給食を食に関する指導の「生きた教材」として活用するとともに、地場産物の活用、米飯給食の推進や衛生管理の徹底等に取り組んでいる。

(参考)

- ◆学校給食(完全給食・補食給食)の実施率(平成22年5月現在):小学校99%、中学校78%
- ◆米飯給食の実施状況(平成22年):週あたり平均3.2回

Ⅲ. 学校安全の推進

①「学校安全の推進に関する計画」の策定(参考6参照)

- 学校保健安全法に基づき、中教審の答申を踏まえ、平成24年4月27日に「学校安全の推進に関する計画」を閣議決定。
- この計画に沿って、生活安全(防犯)、交通安全、災害安全(防災)の各領域を通じて、地域ぐるみで子どもの安全を見守る環境の整備や、子ども自身に危険予測・回避能力を身につけさせる実践的な安全教育の推進など、学校安全の充実に総合的に取り組んでいる。

②通学路の交通安全確保

- 平成24年4月以降、登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が相次いだことを受け、同年5月に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁において、通学路の危険箇所に関する緊急合同点検及びこれに基づく具体的な対策の検討を各都道府県に要請。
- 点検の結果、平成24年11月末時点で、約7万4千の対策必要箇所が明らかになったところであり、今後とも、3省庁が連携して、各地域における対策を支援していく予定。
- 文部科学省では、平成25年度予算案に、専門的見地から教育委員会や学校等に対して指導・助言を行う「通学路安全対策アドバイザー」の派遣に要する経費を計上。

③防災教育の推進

- 東日本大震災では、児童生徒等を含め甚大な被害が発生した一方で、日頃の学習の成果を活かして児童生徒等が率先して避難した事例も見られるなど、防災教育の重要性が改めて認識。
- これを受け、震災時における学校の対応等に関する調査、「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」の作成、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育を行う学校における取組を支援する「実践的防災教育総合支援業」などを実施。
- また、有識者会議において防災教育・防災管理等の見直しについて検討を進め、平成23年9月に中間とりまとめ、平成24年7月に最終報告をとりまとめ。
- 本年度は、東日本大震災等近年の自然災害等により、学校現場に提示された新たな課題を踏まえ、今後の学校における防災教育・防災管理等の在り方を示す参考資料として、「『生きる力』を育む防災教育の展開」を改訂・配布。



8. 青少年の健全育成

- 青少年の心と体への健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や子どもの読書活動等の推進が重要。
- 近年、携帯電話の普及により、青少年の携帯電話への依存や有害サイトを通じた犯罪・トラブル等が深刻な問題。青少年を有害情報から守ることが喫緊の課題。

I. 青少年の豊かな人間性を育む体験活動・国際交流の推進

○子どもたちのコミュニケーション能力や主体性、チャレンジ精神等の「社会を生き抜く力」や規範意識・道徳心などを育む上で重要な自然体験活動などの体験活動の機会と場が減少していること等を踏まえて、平成25年1月に、中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」の答申がなされたところ。(参考7参照)

○本答申も踏まえて、家庭や企業等に対して体験活動の理解を求める普及啓発、防災教育の観点に立った体験活動を推進するための防災キャンプ推進事業、青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設に向けた調査研究等を実施していく。

○また、青少年の国際交流の推進のため、全国の青少年教育施設を活用し、自然体験・スポーツ体験・文化体験等を通じて諸外国の青少年と交流する教育効果の高い事業を実施している。

※4年に1度開催されるボーイスカウトの世界大会である世界スカウトジャンボリーが、平成27年夏に山口県山口市きらら浜において開催される予定(日本での開催は44年ぶり。世界161の国と地域から約3万人の青少年が参加)(主催はボーイスカウト日本連盟)。また、平成25年夏に、本大会のプレ大会が、同県において開催される予定)

○さらに、(独)国立青少年教育振興機構においても、設置している全国28施設で、青少年の現代的課題に対応した先導的・モデル的プログラムの実施のほか、学校や青少年団体等が教育施設を利用して行う活動に対して、目的達成のために必要な指導・助言等の支援を行っている。また、子どもゆめ基金を通じて、民間の青少年団体が行う体験活動や読書活動の振興を図る活動等への助成を行っており、青少年の体験活動の機会と場の拡充を図っている。

II. 青少年を有害情報から守るための取組

○携帯電話等の普及とともに、青少年が、長時間利用により生活リズムを崩したり、有害サイトを通じた犯罪・トラブル等に巻き込まれたりすること等が深刻な問題となっていることから、青少年インターネット環境整備法及び第2次基本計画等に基づき、啓発リーフレットの作成・配布やインターネット利用のルール・マナーに関する学習・参加型のシンポジウムを開催するなど、関係府省庁やPTA等と連携しつつ、保護者及び青少年に直接働きかける啓発と教育活動を総合的に推進している。

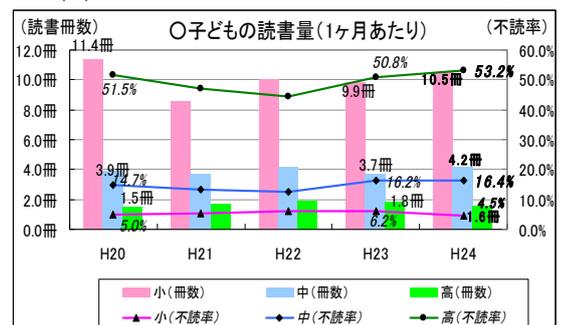


III. 子どもの読書活動の推進

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子ども読書活動推進基本計画(第2次)」(平成20年3月閣議決定)を踏まえ、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備のため、学校、図書館、読書ボランティア団体等による読書コミュニティの構築を促進している。具体的な取組として、全国各地でフォーラムを開催し、子どもの読書活動を推進する諸施策や財政措置等に関する情報提供等を行っている。

なお、現在、第3次基本計画を策定中。(資料7参照)

(社)全国学校図書館協議会・毎日新聞社「学校読書調査」



9. 東日本大震災に係るスポーツ・青少年局の取組

I. 学校健康教育関係

① 校庭等における放射性物質の除染の推進

- 福島第一原発事故以降、子どもたちの安全・安心を確保するため、線量低減策への財政的支援や専門家の派遣等により、学校における除染等を推進してきた結果、既に学校における放射線量は低い水準となっている。
- 平成24年1月1日以降、環境省の支援の下、学校を含めた地域全体の更なる線量低減のための除染が各地域で進められているところであり、文部科学省としても、環境省と連携しつつ、対応に万全を期していく予定。

② 学校給食の安全・安心確保

- 食品の安全については、厚生労働省の定める基準値に基づく出荷段階での検査により確保されているが、より一層の安全・安心を確保する観点から、学校給食の放射性物質検査を支援。

◆学校給食食材の事前検査機器整備補助等

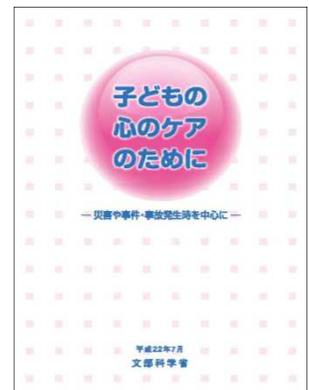
平成24年9月までに東日本16都県に対して約100台補助。また、基金の造成により、福島県内の希望する全ての学校給食調理場に200台以上整備。

◆学校給食一食全体の事後検査

平成24年度は43都道府県で実施。

③ 子どもの心のケアの充実

- 震災後、緊急に、
 - ・平成22年度分の委託事業を活用し、臨床心理士等を派遣。
 - ・平成22年に作成した指導参考資料「子どもの心のケアのために」を、被災した県及び市町村教育委員会の要望に応じて、増刷のうえ発送。
- 災害に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあるため、引き続き子どもの心のケアが重要な課題。
- このため、平成24年5月、被災地の学校を対象に「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査」を実施するとともに、8月及び11月には、調査結果の一部を議論の材料の一つとしてシンポジウムを開催。今後、本調査結果も活用しつつ、研修会の開催や、指導参考資料の作成等を行う予定。



Ⅱ. 青少年関係

① 被災者等受入れの支援

○被災地等の国立青少年教育施設を活用し、被災者、帰宅困難者、人工透析患者等を受入れ。また、自衛隊の休息・補給基地としても施設を提供。

- ◇ 震災発生当初に生じた都心部の帰宅困難者を延べ705名受入れ
- ◇ 福島県からの人工透析患者及びスタッフを計約460名受入れ
- ◇ 首都圏で就職活動を行う被災地の学生・生徒延べ6,748名(平成25年1月9日現在)に宿泊施設を無償提供(継続中)
- ◇ 福島県災害対策本部等の関係自治体からの要請に基づき、被災地等の国立青少年教育施設において延べ約6万人の被災者を受入れた。

② リフレッシュ・キャンプ等

東日本大震災被災地の子どもたちの心身の健全育成やリフレッシュを図るために、一定期間、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等ができる機会を(独)国立青少年教育振興機構が主催し、複数の民間企業の協賛を得ながら、被災地等の国立青少年教育施設において実施(1泊から3泊程度)。

※ 参加者アンケートの結果、96%の参加者が「リフレッシュ・キャンプはとても楽しかった」と回答しており、特に「無気力感」に顕著な改善がみられるなど、子どもたちの心身の状態にもかなりの改善がみられた。

○実施状況 平成23年7月～平成25年2月 112回実施 延べ10,951人参加

○現在の取組 平成24年10月～平成25年3月 ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ

※公益財団法人東日本大震災復興支援財団協賛 25回実施 2,000人募集

○平成25年度も福島・岩手・宮城・群馬・新潟・長野の各県等の施設を活用して実施する予定。

Ⅲ. スポーツ関係

○ スポーツ振興くじ(toto)助成を活用し、以下の被災地支援を実施

(1)スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等の支援(総額4.1億円)

(2)被災地の総合型地域スポーツクラブの活動等の支援(総額8.1億円) 等

○ 被災地に「地域スポーツコーディネーター」を配置し、スポーツ・レクリエーション教室などのプログラムを定期的実施することにより、子どもから高齢者までが日常的にスポーツに取り組むことのできる環境を整備する取組を実施(「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」の一部として平成23年度は第三次補正予算において生涯局に計上、平成24年度予算では復興特別会計において復興庁計上)。

○ また、被災した社会教育施設の復旧のため、公立社会教育施設災害復旧費補助金(社会体育施設・青少年教育施設を含む)として、第一次補正予算、第三次補正予算あわせて416億円が計上された。